

議事要旨（４）企業会計基準適用指針「払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品に関する会計処理（案）」について

石川研究員より、審議事項(4)及び当該適用指針の文案に基づき、取得条項付の転換社債型新株予約権付社債（CB）について、取得の対価が自社の株式と現金の組合せである場合の発行者側の会計処理に関する合同専門委員会での検討状況及び今後の進め方についての説明が行われた。説明の概要は、以下のとおりである。

1. 合同専門委員会における検討状況

本件に関する論点は「自社の株式の市場価格が転換価格を上回る場合」のみであり、この場合の会計処理について、合同専門委員会では以下の内容で概ね合意されている。

- (1) 発行時に一括法を採用しているときは、対価となる自社の株式の時価と取得した CB の時価から対価となる現金の額を控除した額とのうち、より高い信頼性をもって測定可能な金額と、対価となる現金の額の合計額に基づき、自己社債の取得に準じて処理する。
- (2) 上記（１）を原則としつつも、次のすべてを満たす場合には、CB に付された新株予約権が行使されたときに準じて処理する（一括法）。
 - ① 取得条項に基づく取得の対価は、当該取得条項に基づき、当該 CB に付された新株予約権の目的である自社の株式数に基づき算定された時価であること
 - ② 当該取得条項に基づいて取得した際に消却することが募集事項等に表示されており、かつ、当該取得条項に基づき取得と同時に消却が行われていること
 - ③ 現金の交付がすべて社債部分の償還に充てられ、自社の株式の交付がすべて新株予約権部分の取得に充てられるように、現金と自社の株式を対価とする部分について、それぞれがあらかじめ明確にされ、これらが経済的に合理的な額と乖離していないこと

上記（２）を例外的な処理として認めるのは、国際的な会計基準における取扱いとの関係が主たる理由であるが、審議の過程において、上記（２）①～③の要件を満たしている場合で、当該 CB を社債部分と新株予約権部分に区分して処理しているときには、現金のみが充てられる社債部分は当該現金による繰上償還、自社の株式のみが充てられる新株予約権部分は新株予約権の行使と捉えるのが適当であり、また、同一の取引であれば一括法と区分法は同様の考え方で行うことが適当であるので、上記（２）の会計処理を行うことになるのではないかという意見があった。一方で、現金と自社の株式を対価とする場合には、株式転換権が行使された場合に自社の株式のみが交付される従来の転換社債とは異なるため、少なくとも一括法において前段の会計処理は適当ではないという意見もあった。

2. 今後の進め方

今般、上述のとおり、上記 1 (2) の処理を認めるにあたって、国際的な会計基準との整合性を主たる理由としているところ、米国では、取得条項付の CB に類似した商品 (EITF90-19 の Instrument C) の処理の改正案が EITF で提示されており、これに関する実質的な議論が 3 月 15 日に開始される。

当該改正案では、EITF90-19 の Instrument C の処理について、一括法のみを採用しているのを区分法のみとすることが提案されているが、当該改正案が本適用指針に係る当委員会の審議に影響を及ぼすものではないことを見定めることを考えている。

なお、EITF90-19 の Instrument C は、投資家による権利行使の場合にも、現金と株式による決済が認められている点で、本適用指針の取得条項付の CB とは商品性が異なる。

なお、本件に関し、委員等から、EITF90-19 の Instrument C に係る決済時の処理を定めた EITF (03-7 又は 05-1) に関する質問があった。

以 上